村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の市町村民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項中「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第十五項の規定の適用がある場合における」を「第十一項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第十一項」を「附則第三十五条の二の六第十八項及び第十九項を削り、同条第二十項中「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第三百八十二条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　不動産登記法第七十六条の三第三項の規定による付記をした場合

三　不動産登記法第七十六条の四の規定による符号の表示をした場合

第三百八十二条の四中「第二号」を「第四号」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し」に改める。

附則第八条第十一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第五条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し」に改める。

第七十二条の二第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項において「特定ガス供給業」という。）　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第四項の項中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第五項第二号

特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第一項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を加える。

第七十二条の二十四の七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号（第一号ハを除く。）」を「、第四項各号に規定する率及び第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第一号ハ」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二　各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

三　各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「同号ロ」を「同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を「、同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに同項第三号イ及びロに掲げる」を「、同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十二項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改める。